

飛驒市防犯カメラ等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、防犯カメラ等を設置しようとする団体に対し飛驒市防犯カメラ等設置補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、市全体の防犯力の強化及び犯罪発生時の早期解決を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 前条に規定する目的に沿って、設置された撮影装置であって、画像の記録及び記録した画像の取出しを行う機能を有するものという。
- (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び防犯カメラを設置してあることを示す看板をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、記録された画像情報をいう。
- (4) 捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関又は裁判所をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の対象となる団体は、飛驒市内に所在する団体で、次の各号に該当する団体をいう。

- (1) 区及び自治会（複数の区及び自治会の協同を含む。）
- (2) 企業
- (3) 商店街等
- (4) その他市長が認めた団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費、これに対する補助率及び限度額等は次の表のとおりとする。

区分	対象経費	補助率	限度額等
防犯カメラ等	1 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入費	3分の1以内	1 1団体あたり3台以内とし、1台当たり200

	<p>2 防犯カメラの設置経費</p> <p>3 防犯カメラによる撮影を表示する看板設置費用</p> <p>4 その他設置に必要な経費。 ただし、防犯カメラ等の専用電柱設置費用、設置場所借上料及び保守費用、電気料等の維持管理費は除く。</p>		<p>千円を限度とする。</p> <p>2 1 団体年度 1 回限りとする。</p>
--	---	--	--

2 1 団体当たり補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(その他の補助要件)

第5条 前条のほか防犯カメラ等設置の補助要件は、次のとおりとする。

- (1) 管理責任者や画像の管理を定めた「防犯カメラ管理規程」を策定すること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等の同意を得ていること。
- (3) 設置カメラのうち、少なくとも1台の撮影範囲が道路等の公共空間を概ね3分の1以上を含むものであること。
- (4) 防犯カメラは、24時間作動とし、夜間も人物等が特定できる撮影が可能（街灯等の補助可）なものであり、メモリーカード、ハードディスク等の画像記録媒体を備える機器であること。
- (5) 防犯カメラの設置場所に、作動中であることを示す看板を設置すること。
- (6) 防犯カメラは、継続して6年以上設置すること。
- (7) 捜査機関等からの画像提出等の協力要請があった場合協力すること。
- (8) その他飛驒市が定める飛驒市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに沿ったものであること。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 飛驒市防犯カメラ等設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書の写し
- (3) 会則の写し（企業を除く。）

- (4) 役員名簿の写し
- (5) 防犯カメラ管理規程（当該規程を定めていない場合は、その規程案）
- (6) 防犯カメラ設置に係る同意書の写し（様式随意）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金交付決定及び却下）

第7条 市長は、前条の規定に基づき交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、飛驒市防犯カメラ等設置補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体が、様式第2号に記載の交付条件を満たすことができなくなった場合等は、飛驒市防犯カメラ等事業内容変更了承申請書（様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告、補助金請求及び補助金交付）

第9条 補助申請団体が、当該補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、市長に報告・申請しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 防犯カメラの撮影映像
- (4) 防犯カメラ等を設置した状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により事業報告書の提出を受けたときは、当該事業における公的効果、補助金の交付決定内容及びこれらに付した条件に対する適合性、支出使途等について審査するものとする。

3 市長は、前項の審査結果に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、その額を補助申請団体に対し飛驒市防犯カメラ等設置補助金交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

4 補助申請団体は、前項の規定による通知を受けたときは、前項の確定額による飛驒市防犯カメラ等設置補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出し、市長はその額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた団体が、次の各号に該当す

ると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた団体に対して事業の内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

(補助金を受けた団体の責務)

第12条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業により取得した防犯カメラ等を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的にしたがって、その効果的な運用を図らなければならない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。